**徴収の猶予申請手続き**

**１　災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の要件**

　　次の①から④までに掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

　　①　次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること

イ　納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと

ロ　納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと

ハ　納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと

ニ　納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（＊1）

ホ　納税者に上記イからニまでに類する事実があったこと（＊2）

②　猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること

　　③　「**徴収の猶予申請書**」が市長に提出されていること

　　④　原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（＊3）

＊1　「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収の猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の１年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前１年間（以下基準期間といいます。）の利益の額の2分の1を超える損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

＊2　「上記イからニまでに類する事実」のうち、ニ（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、**売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失**が生じていることをいいます。

＊3　次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

　①　猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合

　②　猶予を受ける期間が３か月以内である場合

　③　担保を提供することができない特別の事情（法により提供することができることとされている担保の種類に該当するものがないなど）がある場合

**２　本来の期限から１年以上経過した後に納付すべき市税が確定した場合の徴収の猶予の要件**

　　次の①から④までに掲げる要件に全て該当する場合は、徴収の猶予を受けることができます。

①　法定納期限から１年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した市税（＊1）等があること

②　納税者が①の市税を一時に納付することができない理由があると認められること

③　やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の市税の納期限までに「徴収の猶予申請書」が市長に提出されていること

④　原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（＊2）

＊1　例えば、法定納期限から１年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる市税が該当します。

＊2　担保についての取扱いは、上記１の④＊3と同様です。

‐１‐

**３　猶予期間**

徴収の猶予を受けることができる期間は、１年（＊）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況

に応じて、最も早く市税を完納することができると認められる期間に限られます。

　なお、徴収の猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に

分割して納付することを市長が定めることがあります。

＊　徴収の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長２年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

**４　申請のための書類**

　　　徴収の猶予申請をする場合は、次の書類を市長に提出してください。

　(1)　猶予の審査のために必要となる書類

|  |  |
| --- | --- |
| 猶予を受けようとする金額（＊）が  **100万円以下**の場合 | 猶予を受けようとする金額（＊）が  **100万円を超える**場合 |
| ○「**徴収の猶予申請書**」  ○　災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（＊1・2）  ○「**財産収支状況書**」 | ○「**徴収の猶予申請書**」  ○　災害等により納付困難となった場合の徴収の猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類（＊1・2）  ○「**財産目録**」  ○「**収支の明細書**」 |

　　　（＊）未確定の延滞金は含みません。

　(2)　担保の提供に関する書類

　　　担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担

保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは市税務課にお尋ねください。

　なお、担保を提出する必要がない場合（１の④＊3）には、提出は不要です。

＊1　災害、病気等により納付困難となった場合（１の①のイ、ロ又はホ（イ又はロに類する事実に限ります。）に該当する場合）の徴収の猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、市税務課にご相談ください。

＊2　猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは市税務課にお尋ねください。

　　①　災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届の写しなど

　　②　病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など

　　③　事業の廃止又は休止のときは、廃業届など

　　④　事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

‐２‐

**５　提出された申請書等の審査**

　　必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、徴収の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

　(1)　申請書等の補正

　　　申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、

　　電話等により補正をお願いすることがあります。

　　　なお、市から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますで、ご注意ください。

　(2)　申請内容の審査

　　　市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をし、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

**６　猶予が許可された場合**

徴収の猶予が許可された場合には、「徴収の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付ください。

**７　不許可の場合**

次のいずれかに該当するときは、徴収の猶予を許可することができません。

　　なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

　　①　猶予の要件（１又は２の①～④）に該当しないとき。

　　②　申請者について強制換価手続（＊1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

　　③　申請者が猶予の審査をするために市職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（＊2）。

　　④　不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（＊3）。

＊1　「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

＊2　「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

＊3　「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たに猶予該当事実が生じたことにより納税の猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

‐３‐